○奈良県警察職員健康管理規程

（平成４年12月28日本部訓令第30号）

［沿革］　平成６年３月本部訓令第５号、７年12月第32号、９年４月第８号、10年１月第３号、11年６月第14号、13年３月第３号、16年３月第９号、17年３月第２号、７月第12号、20年３月第16号、21年９月第８号、23年11月第17号、26年２月第６号、30年３月第３号、31年３月第11号、４月第13号、令和４年３月第６号、５年４月第11号改正

奈良県警察職員健康管理規程（昭和33年４月奈良県警察本部訓令第７号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　健康管理体制（第２条―第10条）
第３章　健康診断等（第11条―第15条）
第４章　健康診断等実施後の措置（第16条―第21条）
第５章　健康の維持増進（第22条―第28条）
第６章　メンタルヘルス（第29条・第30条）
第７章　雑則（第31条―第34条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）の規定に基づき、奈良県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）の健康の保持増進を図り、もって勤務能率の向上を図るため、職員の健康管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第２章　健康管理体制

（職務区分）

第２条　職員の健康管理を推進するため、奈良県警察本部（以下「本部」という。）に健康管理責任者、健康管理者及び健康指導員を、本部の課、所、隊及び学校並びに警察署（以下「所属」という。）に健康管理実施者及び健康管理事務担任者を置く。

２　本部及び所属ごとにその規模に応じて、法第12条第１項に定める衛生管理者又は法第12条の２に定める衛生推進者及び法第13条に定める産業医として健康管理医をおくとともに、法第18条第１項に定める衛生委員会として健康管理委員会を設置する。

３　衛生管理者又は衛生推進者及び健康管理医並びに健康管理委員会の設置の基準は、別表第１に定めるとおりとする。

（健康管理責任者）

第３条　健康管理責任者は、警務部長をもって充てる。

２　健康管理責任者は、健康管理に関する事務を統括する。

（健康管理者）

第４条　健康管理者は、警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）をもって充てる。

２　健康管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1)　職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2)　職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

(3)　健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

(4)　職務に起因する災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(5)　受動喫煙の防止に関すること。

(6)　メンタルヘルスに関すること。

(7)　前各号に掲げるもののほか、健康管理に必要な事項に関すること。

（健康指導員）

第５条　健康指導員は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第２０３号）第２条に定める保健師をもって充て、警務部厚生課（以下「厚生課」という。）に置く。

２　健康指導員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1)　職員の健康管理に必要な実施細目の作成及びその実施並びに指導に関すること。

(2)　この規程に定める健康診断及び面接指導等（面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）その他これに準ずる措置をいう。以下同じ。）並びに精密検診の実施に関すること。

(3)　職員の採用、休職又は復職に伴う健康診断の実施に関すること。

(4)　第16条第１項に定める指示を受けた者に対する療養の指導に関すること。

(5)　健康教育及び保健相談に関すること。

(6)　その他健康管理に関すること。

（健康管理実施者）

第６条　健康管理実施者は、各所属の長（以下「所属長」という。）をもって充てる。

２　健康管理実施者は、健康管理者と連携して所属における第４条第２項に掲げる業務を行うものとする。

３　健康管理実施者は、職員の勤務について衛生上有害であると認めるとき又は感染症

がまん延し、職員が感染するおそれがあるときは、直ちに健康管理者を経由して健康管理責任者に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（健康管理事務担任者）

第７条　健康管理事務担任者は、本部の次席（次席の事務を取り扱う管理官を含む。）、副所長、副隊長及び副校長並びに警察署の副署長又は次長をもって充てる。

２　健康管理事務担任者は、健康管理実施者を補佐するとともに、常に所属の職員の健康状態を把握し、職員の健康が維持増進されるよう積極的に適切な計画を策定して、その実施に当たるとともに、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1)　健康に異常のある者の発見及び適切な措置に関すること。

(2)　衛生上の勤務環境の調査及び改善に関すること。

(3)　衛生用保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること。

(4)　職員の負傷、疾病及び死亡又は欠勤に関する資料の作成に関すること。

(5)　所属内外の清潔及び整頓を保持するための指導及び監督に関すること。

（衛生管理者等）

第８条　衛生管理者は、法第12条第１項に定める衛生管理者の資格を有する者の中から健康管理責任者が指名する者をもって充てる。

２　衛生推進者は、衛生管理者の資格を有する者又はその能力を有すると認められる者の中から健康管理実施者が指名する者をもって充てる。

３　衛生管理者及び衛生推進者（次項において「衛生管理者等」という。）は、第４条第２項各号に掲げる業務のうち衛生に係るものを行うものとする。

４　衛生管理者等は、少なくとも週に１回庁舎等を巡視し、施設、勤務方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、必要な措置を講じるものとする。

（健康管理医）

第９条　健康管理医は、職員の健康管理に関して専門の知識及び経験を有する医師の中から、奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する者をもって充てる。

２　健康管理医は、規則第14条第１項各号に定める職務を行うほか、第16条に定める指示を行うに当たっての助言を行うものとする。

（健康管理委員会）

第10条　健康管理委員会（以下「委員会」という。）は、法第18条第１項及び規則第22条に規定する事項について調査審議を行う。

２　委員会の構成は次のとおりとする。

(1)　本部庁舎に設置する委員会は、委員長を警務部長とし、委員は、厚生課長、部の庶務を担当する課の長とする。

(2)　本部第二庁舎に設置する委員会は、委員長を第二庁舎統括官とし、委員は、警備部機動隊副隊長、刑事部機動捜査隊副隊長、交通部交通機動隊副隊長、統括庶務担当者及びその他委員長が指名する者とする。

(3)　交通部運転免許課に設置する委員会は、委員長を交通部運転免許課長とし、委員は、次席、各課長補佐、庶務担当者及びその他委員長が指名する者とする。

(4)　警察学校に設置する委員会は、委員長を警察学校長とし、委員は、副校長、各校長補佐、厚生係長、庶務担当者及びその他委員長が指名する者とする。

(5)　交通部高速道路交通警察隊に設置する委員会は、委員長を交通部高速道路交通警察隊長とし、委員は、副隊長、中隊長、分駐隊長及び係長又は小隊長の中から委員長が指名する者とする。

(6)　警察署に設置する委員会は、委員長を署長とし、委員は副署長又は次長、各課長又は各係長及びその他委員長が指名する者とする。

３　委員会は、月１回以上開催するものとし、前項に定める各委員会の委員長は、委員会を開催したときは、委員会における調査及び審議に関する内容を、健康管理委員会議事録（別記様式第１号）に記録するとともに、開催後速やかに、その議事録の写しにより健康管理責任者に報告するものとする。

第３章　健康診断等

（定期健康診断）

第11条　健康管理責任者は、毎年１回以上実施期日及び方法を定めて一斉に職員の健康診断（以下「定期健康診断」という。）を実施するものとする。

２　健康管理責任者は、指定期日に受診することができなかった者に対して、後日速やかに受診させるよう、健康管理実施者に指示するものとする。

３　定期健康診断の実施要領については、別に定める。

（特別健康診断）

第12条　健康管理責任者は、職務の特殊性から特に検診を必要と認めるものを指定して、定期健康診断とは別に、実施期日及び方法を定めて健康診断（以下「特別健康診断」という。）を実施するものとする。

２　特別健康診断の実施要領については別に定める。

（採用時健康診断）

第13条　健康管理責任者は、新たに職員を採用するとき、又は他の官公庁からの派遣者又は出向者を受け入れるときは、その都度健康診断を行わなければならない。ただし、奈良県人事委員会の行う試験に合格した者を採用するとき、又は健康管理者がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

２　前項に定める健康診断の実施要領については別に定める。

（面接指導等）

第13条の２　健康管理責任者は、次に掲げる者に対し、面接指導を行わなければならない。

(1)　正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年３月奈良県条例第29号）第３条から第６条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）以外の時間が１か月（月の初日から末日までの期間をいう。以下同じ。）について100時間以上の職員

(2)　１か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の１か月、２か月、３か月、４か月及び５か月の期間を加えたそれぞれの期間における正規の勤務時間以外の時間について、１か月当たりの平均時間が80時間を超えた職員

２　健康管理責任者は、次に掲げる者（前項各号に掲げる者を除く。）のうち、面接指導等を受けることを希望するものに対し、面接指導等を行うものとする。

(1)　正規の勤務時間以外の時間が１か月について80時間以上の職員

(2)　(1)のほか、長時間の勤務により、疲労の蓄積が認められる職員又は健康上の不安を有すると認められる職員

３　面接指導等の実施要領については、別に定める。

（面接指導等の通知）

第13条の３　健康管理実施者は、前条第１項各号及び第２項第１号に掲げる者を把握するため、毎月１回以上、正規の勤務時間以外の時間の算定を一定の期日を定めて行わなければならない。

２　健康管理実施者は、前条第１項各号のいずれか又は第２項第１号に該当する者があったときは、当該者に対し、速やかに次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)　正規の勤務時間以外の勤務時間数

(2)　面接指導等の実施方法、実施期日等

（職員の受診等）

第14条　職員は、健康管理責任者が指定した期日又は期間内に定期健康診断若しくは特別健康診断（以下「定期健康診断等」という。）又は第13条の２第１項に規定する面接指導を受けなければならない。

２　第13条の２第２項に掲げる者に該当する職員は、同項に規定する面接指導等を受けるよう努めるものとする。

３　やむを得ない事由により定期健康診断等を受診できない場合は、健康管理実施者に事前承認を得た場合に限り、当該定期健康診断等の検査事項を満たす他の医師が行う

健康診断の結果を証する書面を健康管理実施者に提出することで、当該定期健康診断等に代えることができる。この場合において、健康管理実施者は、当該書面の原本を厚生課に送付するものとする。

４　健康管理実施者は、職員が指定期日等に面接指導等を受けることができるように配意するものとする。

（検診結果の通知等）

第15条　定期健康診断等又は第13条の２第１項に規定する面接指導若しくは同条第２項に規定する面接指導等（以下「健康診断等」という。）の実施結果は、健康管理責任者から各健康管理実施者に通知するものとする。

２　前項の通知を受けた健康管理実施者は、所属の職員に結果を通知するとともに、要精密検査、要再検査又は要治療とされた職員については、速やかに医療機関において必要な検査又は治療を受けさせるものとする。

３　職員は、前項に規定する検査又は治療を受けたときは、健康管理実施者を経て健康管理責任者に受診の結果を報告しなければならない。

第４章　健康診断等実施後の措置

（指示区分）

第16条　健康管理責任者は、健康診断等の結果又は職員の傷病により、職員に必要な医療行為を受けさせ、及び勤務に制限を加える必要があると認めるときは、当該職員の健康状態に応じて、別表第２に定める判定基準に基づき指示区分を決定し、当該職員の所属の健康管理実施者を経て、職員に通知するものとする。

２　健康管理実施者は、前項の通知を受けたときは、健康指導員と緊密な連絡を保ち、当該指示区分を受けることになる職員の健康管理のため、別表第３に定める措置その他必要な措置をとるものとする。

（指示区分の申請及び変更）

第17条　職員は、発病し、若しくは傷害を負い、又は症状が悪化し、若しくは回復して、指示区分の新たな指定を受け、又は既に受けている指示区分を変更し、若しくは解除する必要が生じたときは、速やかに健康管理実施者に診断書を提出し、その状況を報告するものとする。

２　健康管理実施者は、前項の報告に基づき、当該職員について新たに指示区分を受ける必要を認めたとき、又は指示区分の変更若しくは解除の必要を認めたときは、当該職員が提出した診断書を添えて、指示区分（指示・変更・解除）申請願（別記様式第２号）により健康管理責任者に指示区分の指定又は変更若しくは解除を申請しなければならない。

３　前項の申請を受けた健康管理責任者は、必要により健康管理医又は診断をした医師の意見を聞いた上、当該職員の健康の状態に応じて、指示区分通知書（別記様式第３号）により新たな指示区分を健康管理実施者に指示し、又は指示区分を解除するものとする。

（指示区分者の現況報告）

第18条　健康管理実施者は、所属の職員が、第16条第１項の規定に基づき「要療養」の指示区分の決定を受けて療養又は休養をした場合であって、１か月以上経過した場合は、１か月ごとに、主治医の精密検査を受けさせ、傷病現況報告書（別記様式第４号）により療養の状況を健康管理責任者に報告するものとする。この場合において、医師が作成した診断書があるときは、傷病現況報告書に代えて、当該診断書により報告することができるものとする。

２　健康管理実施者は、毎年３月31日現在において、第16条第１項の規定に基づき「要軽業」又は「要注意」の指示区分の決定を受けている職員についての健康の状況を傷病現況報告書により毎年４月14日までに健康管理責任者に報告するものとする。

（健康管理個人票の作成）

第19条　健康管理実施者は、指示区分通知書により指示区分の指定、変更又は解除を受けた職員に係る健康管理個人票（別記様式第５号）を作成し、判定年月日その他必要な事項を記録するものとする。

２　健康管理個人票は常に整理しておかなければならない。

（重大な傷病発生の場合の報告）

第20条　健康管理実施者は、所属の職員が生死にかかわるような負傷をし、又は疾病にかかったことを知ったときは、直ちに健康管理者に報告するものとする。

（傷病による休職の措置）

第21条　健康管理実施者は、所属の職員の傷病による特別休暇の期間が長期間にわたり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第２項第１号に規定する休職処分に該当すると認めるときは、奈良県警察職員分限取扱規程（平成10年１月奈良県警察本部訓令第３号）第５条に定めるところにより、本部長に職員の休職を申請するものとする。

第５章　健康の維持増進

（防疫措置）

第22条　健康管理責任者は、感染症がまん延し、職員に感染するおそれがあると認められるときは、職員に対して必要な予防措置を講じなければならない。

（勤務の適正化）

第23条　健康管理責任者及び健康管理実施者は、職員が勤務の加重によって健康を損なうことのないよう常に業務量を勘案し、職員がその能力を十分に発揮できる勤務環境づくりに配意しなければならない。

（健康教育）

第24条　健康管理責任者及び健康管理実施者は、衛生思想普及のため、講演会、懇談会その他の方法により積極的に職員の健康教育を行い、衛生知識の向上に努めなければならない。

（レクリエーションの推進）

第25条　健康管理責任者及び健康管理実施者は、職員の健康保持のため、レクリエーションの機会を与え、それに必要な施設、用具等の整備に努めなければならない。

（家族の健康管理）

第26条　職員は、同居の家族が、特に予防措置を必要とする感染症にかかった場合は、その旨を速やかに健康管理実施者に報告しなければならない。

２　前項の報告を受けた健康管理実施者は、所属の職員に感染症がまん延しないよう直ちに必要な措置をとるものとする。

（受動喫煙の防止）

第27条　健康管理責任者は、職員及び職員以外の来庁者の受動喫煙を防止するため、警察庁舎の敷地内における喫煙を禁止するとともに、職員の健康増進対策を推進するものとする。

２　受動喫煙の防止に関し必要な事項は、別に定める。

（職場復帰支援に関する措置）

第28条　健康管理責任者及び健康管理実施者は、傷病により長期にわたり勤務を離れて療養している職員の円滑な職場復帰と再発予防を図るため、職場復帰訓練その他の必要な支援（次項において「職場復帰支援」という。）を行うものとする。

２　職場復帰支援の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第６章　メンタルヘルス

（メンタルヘルスに関する措置）

第29条　健康管理責任者及び健康管理実施者は、職員のメンタルヘルスの保持のため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。

(1)　職場における健康相談を適宜実施し、メンタルヘルスに関して問題を抱える職員を早期に発見すること。

(2)　メンタルヘルスに関する治療が必要と認められる職員に対し、健康管理医と連携して、治療方法、勤務方法、専門医の紹介等、職員の早期回復のために必要な措置

を行うこと。

２　健康管理実施者は、メンタルヘルスに関して問題を抱える職員を認知したときは、職場環境の改善その他必要な措置を講ずるとともに、速やかに健康管理責任者に報告するものとする。

３　健康管理実施者は、メンタルヘルスに関する治療のために長期休暇中の職員が復職するに当たっては、主治医及び健康管理医と連携して、復職の時期、勤務体制等について十分協議し、疾病の再発防止のため定期的に面談等の措置を講ずるよう配意するものとする。

４　前３項に定めるもののほか、メンタルヘルスに関する措置について必要な事項は、別に定める。

（ストレスチェックの実施）

第30条　健康管理責任者は、職員に対し、毎年１回以上実施期日及び方法を定めて法第66条の10に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（次項において「ストレスチェック」という。）を行わなければならない。

２　ストレスチェックの実施要領については、別に定める。

第７章　雑則

（職員の死亡報告）

第31条　健康管理実施者は、所属の職員が死亡したときは、直ちに職員死亡報告書（別記様式第６号）により健康管理責任者に報告するものとする。

（健康診断結果等の引継ぎ）

第32条　健康管理実施者は、職員の配置換えがあったときは、当該職員に係る次の書類を、新たな配置先の健康管理実施者に親展で送付するものとする。

(1)　定期健康診断の実施結果

(2)　指示区分通知書

(3)　健康管理個人票

２　健康管理実施者は、指示区分を受けている職員が当該指示区分が解除される前に出向し、退職し、又は死亡したときは、前項の規定にかかわらず、同項第２号及び第３号に掲げる書類を健康管理責任者に送付するものとする。

（秘密の保持）

第33条　健康管理業務に従事する者は、その職務上知り得た職員の秘密を他人に漏らしてはならない。

（職員の責務）

第34条　職員は、健康が勤務能率向上の基礎であることを自覚し、この規程を忠実に履行するとともに、健康管理上の必要な措置に従うなど常に健康の保持増進に努めなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この訓令は、平成５年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この訓令施行の際現に改正前の奈良県警察職員健康管理規程（昭和33年４月奈良県警察本部訓令第７号）第16条本文の規定に基づき、同条第７号に定める「３」の指示を受けている者については、この訓令第16条第１項の表に定める勤務制限区分及び療養区分による指示は、なされていないものとみなす。

3　この訓令による改正前の奈良県警察職員健康管理規程の規定による健康診断個人表は、当分の間、なお使用することができる。

（奈良県警察本部当直規程の一部改正）

4　奈良県警察本部当直規程（昭和42年１月奈良県警察本部訓令第２号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（警察官昇任試験規程の一部改正）

5　警察官昇任試験規程（昭和30年６月奈良県警察本部訓令第20号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

（警察官の選抜・選考昇任に関する規程の一部改正）

6　警察官の選抜・選考昇任に関する規程（平成３年12月奈良県警察本部訓令第22号）の一部を次のように改める。

〔次のよう略〕

附　則　（平成６年３月15日本部訓令第５号）

この訓令は、平成６年４月１日から施行する。

附　則　（平成７年12月７日本部訓令第32号）

この訓令は、平成７年12月７日から施行する。

附　則　（平成９年４月15日本部訓令第８号）

この訓令は、平成９年４月15日から施行し、改正後の奈良県警察職員健康管理規程の規定は、平成９年４月１日から適用する。

附　則　（平成10年１月９日本部訓令第３号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成10年１月９日から施行する。

附　則　（平成11年６月17日本部訓令第14号）抄

（施行期日）

１　この訓令は、平成11年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令施行の際現に改正前の奈良県警察職員健康管理規程第16条第１項の規定に基づいて「Ａ１」、「Ｂ１」又は「Ｂ２」の指示区分を受けている者については、この訓令による改正後の奈良県警察職員健康管理規程第16条第１項の規定に基づき、それぞれ「要療養」（記号については「Ａ１」）又は「要軽業」（記号については「Ｂ１」又は「Ｂ２」）の指示区分を受けた者とみなす。

附　則　（平成13年３月22日本部訓令第３号）

この訓令は、平成13年３月26日から施行する。〔以下略〕

附　則　（平成16年３月31日本部訓令第９号）

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則　（平成17年３月16日本部訓令第２号）

この訓令は、平成17年３月16日から施行する。

附　則　（平成17年７月１日本部訓令第12号）

この訓令は、平成17年７月１日から施行する。

附　則　（平成20年３月21日本部訓令第16号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成20年３月28日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（平成21年９月17日本部訓令第８号）

この訓令は、平成21年10月１日から施行する。

附　則　（平成23年11月８日本部訓令第17号）

この訓令は、平成23年11月８日から施行する。

附　則　（平成26年２月24日本部訓令第６号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成26年３月３日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（平成30年３月14日本部訓令第３号）

この訓令は、平成30年３月23日から施行する。

附　則　（平成31年３月29日本部訓令第11号）

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則　（平成31年４月26日本部訓令第13号）

（施行期日）

１　この訓令は、天皇の即位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日の（平成31年４月30日）の翌日から施行する。

（経過措置）

２　この訓令による改正前の訓令により作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、必要な改訂を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附　則　（令和４年３月24日本部訓令第６号）

この訓令は、令和４年３月25日から施行する。

附　則　（令和５年４月３日本部訓令第11号）

この訓令は、令和５年８月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

衛生管理者又は衛生推進者及び健康管理医
の配置並びに健康管理委員会の設置基準表

所属等	衛生管理者	衛生推進者	健康管理医	健康管理委員会
	（人）			
本部庁舎	3	—	2	設置
第二庁舎	1	—	1	設置
警察学校	1	—	1	設置
地域課鉄道警察隊	—	—	—	—
科学捜査研究所	—	1	—	—
交通規制課交通管制センター	—	—	—	—
交通指導課交通反則通告センター	—	—	—	—
運転免許課	1	—	1	設置
高速道路交通警察隊	1	—	1	設置
警備課警察航空隊	—	—	—	—
奈良警察署	2	—	1	設置
奈良西警察署	1	—	1	設置
生駒警察署	1	—	1	設置
郡山警察署	1	—	1	設置
西和警察署	1	—	1	設置
天理警察署	1	—	1	設置
桜井警察署	1	—	1	設置
橿原警察署	1	—	1	設置
高田警察署	1	—	1	設置
香芝警察署	1	—	1	設置
五條警察署	1	—	1	設置
吉野警察署	1	—	1	設置

別表第２（第16条関係）

指　示　区　分　判　定　基　準

指示区分	記号	内　　容
要　療　養	A	勤務を休止し、医師による直接の医療行為を必要とするもの
要　軽　業	B	勤務に制限を加え、医師による直接の医療行為又は経過観察を必要とするもの
要　注　意	C	ほぼ平常勤務とするが、医師による直接の医療行為又は経過観察を必要とするもの
要　観　察	D	平常勤務でよいが、医師による経過観察を必要とするもの

別表第３（第16条関係）

指　示　区　分　一　覧　表

指示区分	記号	措　　置　　内　　容
要　療　養	A	1　就業を禁止する。 2　休暇又は休職の方法で必要な期間休養させる。 3　医師による治療及び療養専念を指導する。
要　軽　業	B	1　勤務に制限を加える。 2　病状に応じて、勤務場所又は勤務形態を変更し、勤務の軽減を図る。 3　病状に応じて、休暇取得による勤務時間の短縮により、勤務の軽減を図る。 4　深夜勤務、時間外勤務、休日勤務及び当直勤務並びに激務及び精神的緊張の連続する勤務を命じないものとする。 5　医師による治療又は経過観察の実施を指導する。
要　注　意	C	1　ほぼ平常勤務とし、日常規則正しい生活を指導する。 2　病状に応じて、深夜勤務、休日勤務及び当直勤務については、回数を減じ、時間外勤務については、必要最小限度とすることを命じる。 3　術科訓練、警備実施等過激な勤務は、免除する。 4　医師による治療又は経過観察の実施を指導する。
要　観　察	D	1　平常勤務とし、日常規則正しい生活を指導する。 2　術科訓練、警備実施等過激な勤務は、病状に応じて免除する。 3　医師による経過観察の実施を指導する。

別記様式第１号（第10条関係）

F.No.	―
保存期間	（　.　.　まで保存）

健康管理委員会議事録	
開催日時	年　月　日　自　午前・後　時　分 至　午前・後　時　分
開催場所	
出席者	
取扱者	㊞
審議内容	
備考	

別記様式第２号（第17条関係）

第　　号

年　　月　　日

健康管理責任者　殿

所属名

健康管理実施者

階級　　氏名　　㊞

指示区分（指示・変更・解除）申請願

下記の者は、この度傷病が発病（生）・悪化・快復し、指示区分を指示（変更・解除）する必要が生じたので、審査の上指示区分を指示されたく資料を添えて申請します。

記

氏　　名　　階　級　等　　係名

職員番号　　生年月日（年齢）　　年　　月　　日生（　歳）性別　男・女

傷病区分　　公務傷病（　　）・私傷病

現指示区分　　現指示区分決定日

申請（変更）指示区分

健康管理事務担任者の状況報告

別記様式第３号（第17条関係）

第　　号

年　　月　　日

○○課（所・隊・校・署）健康管理実施者　殿

奈良県警察健康管理責任者

指　示　区　分　通　知　書

年　　月　　日付け　　第　　号による申請に基づき、次のとおり指示区分を通知する。

<table>
<tr><td rowspan="2">職員</td><td>階級（職名）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td><td>年齢</td><td>歳</td></tr>
<tr><td colspan="2">指示の年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">指　示　区　分</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">指示の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

別記様式第４号（第18条関係）

第　　号

年　　月　　日

健康管理責任者　殿

所属名

健康管理実施者

階級　　氏名　　㊞

傷　病　現　況　報　告　書

次の者は、傷病により指示区分「　」を受けていますが、症状等について、次のとおり報告します。

指示区分を受けている者　　階級　　氏名　　㊞

診断名（合併症があれば付記）		年　月　日検査
症状経過		療養場所
現在行っている治療法	治癒・復職の見通し等医師の意見	
前回検診との比較 軽快・不変・やや悪化・悪化 次回検診予定 年　月　日	その他参考事項	医療機関名及び所在地 医師氏名 ㊞

※太枠内は、主治医が記載すること。

別記様式第５号（第19条関係）

F.No.	―
保存期間	（　.　.　まで保存）

健　康　管　理　個　人　票

指示区分を受けている者	階　級　等		氏　　名	
	生年月日		職員番号	

判　定 年月日	区分	取　扱　者 所属・氏名 健康管理実施者 （所属長） 確　認　印	申　請　経　過　等
	指定 変更 解除		
	指定 変更 解除		
	指定 変更 解除		
	指定 変更 解除		

備考１　指示区分（指示・変更・解除）申請書の写しその他申請を行う上で参考とした資料を添付すること。

２　指示区分を受けている者が配置換えとなるときは、本票を新たな配置先の健康管理実施者に親展で送付すること。

別記様式第６号（第31条関係）

F.No.	―
保存期間	（　.　.　まで保存）

第　　号
年　　月　　日

健康管理責任者　殿

所属名
健康管理実施者
階級　　氏名　　㊞

職員死亡報告書

所属	職名	階級等	職員番号
氏名		生年月日 年　　月　　日（　　歳）	

死亡年月日時	
死亡場所	
死因	
死因に関係する傷病	
死亡時の状況	
病歴、治療等の状況	
検診の受診状況	定期健康診断　　年　　月　　日　　受診 検診の結果 指導区分で要治療・要観察等となった病名
その他参考事項 （生活・勤務状況等）	